平成２７年（フ）第６３２２号
東京都荒川区西日暮里２丁目54番２号
破産者　株式会社テトラック・イー・アイ
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３２３号
神奈川県相模原市中央区上溝3812―601
破産者　白谷　義弘
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３７７号
東京都荒川区西尾久７丁目27番11号　宮坂ビル１階
破産者　株式会社Ｋ－ＬＩＮＥＳ
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３７８号
東京都荒川区西尾久７丁目12―２―502
破産者　川崎　正史
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３８６号
東京都葛飾区東金町３丁目７番２号　ダイモンビル１Ｆ
破産者　ハートメトリクス株式会社
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３８７号
東京都江戸川区北小岩８丁目２－３　サン・ＡＪ舘202
破産者　中西　康介
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３９７号
東京都品川区南大井１丁目６番６号
破産者　株式会社環境企画開発
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３９８号
東京都品川区南大井１丁目６番６号
破産者　株式会社アミューズ・エヌ
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４０４号
東京都文京区本駒込５丁目71番８号
破産者　株式会社竹谷アートジュエリー
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４１１号
東京都港区南青山４丁目25番10号
破産者　株式会社テトラスター
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４４４号
東京都江戸川区南小岩８丁目４番８号
破産者　スマートポケット株式会社
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４４５号
東京都江戸川区南小岩８丁目４－８
破産者　小林　達朗
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２０２号
埼玉県志木市幸町１丁目10―10　アメティスタⅡ201
破産者　田代　和也
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２１８号
東京都港区芝１丁目８―23―1507
破産者　井口まゆみ
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２２０号
神奈川県座間市東原４丁目14―１―203
破産者　笹田　新吾
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２４２号
東京都足立区関原２丁目37―14―301
破産者　久保田　穣
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２９０号
千葉県市川市原木１丁目９－３―302
破産者　北嶋　一浩
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３０８号
東京都葛飾区柴又３丁目６―21
破産者　矢島　　昇
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３１８号
東京都三鷹市上連雀３丁目７―18　家の光三鷹寮Ａ―102
破産者　中道　圭太
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３２８号
東京都江東区亀戸５丁目22―７―301
破産者　武藤　憲二
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３３１号
東京都大田区西蒲田７丁目50―５―901
破産者　荒木このみ（旧姓末吉）
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４７号
埼玉県戸田市笹目６－７－２、商業登記簿上の本店所在地埼玉県戸田市上戸田５丁目20番２号
破産者　有限会社内田巧芸社
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係